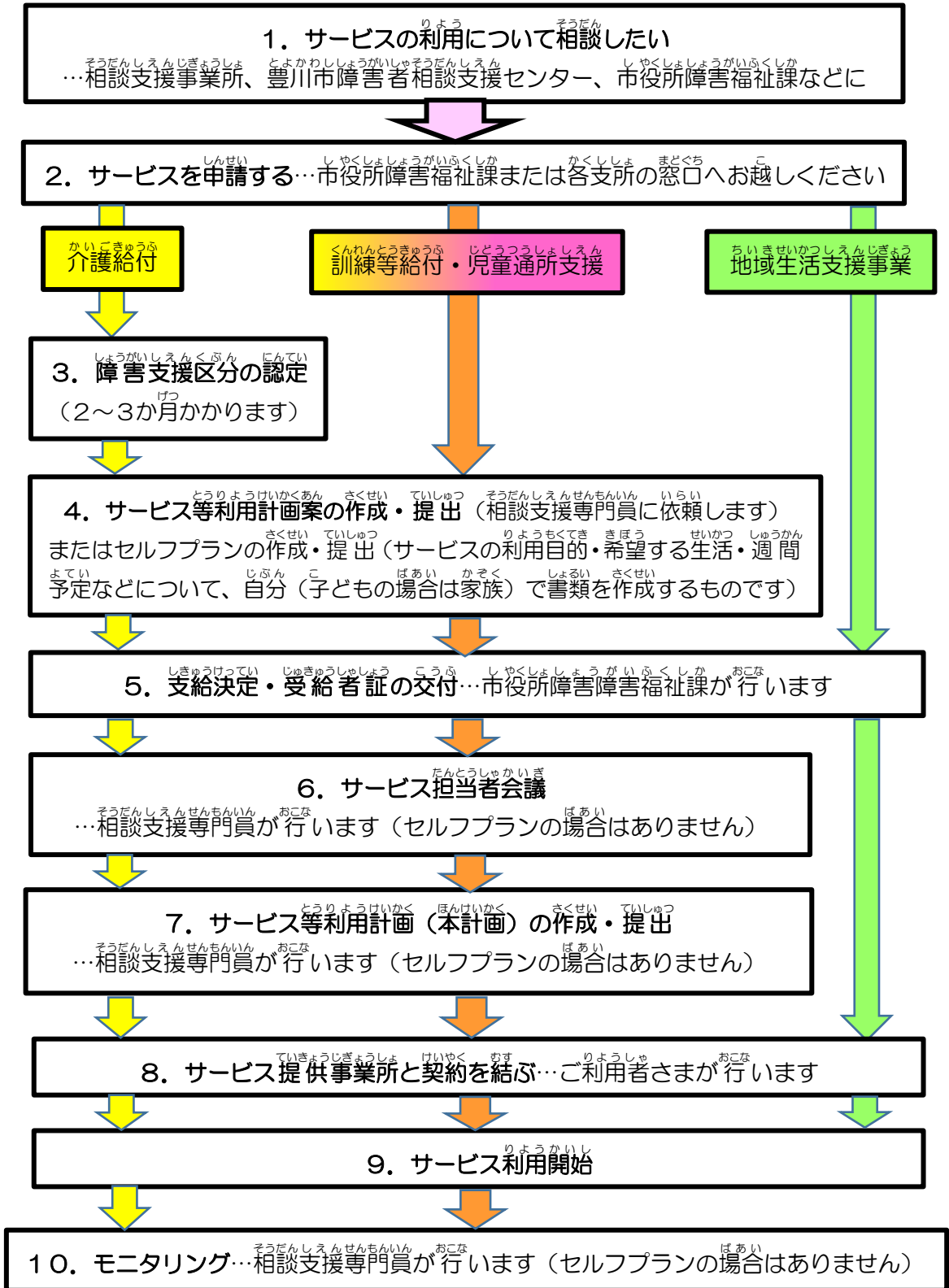


しょうがいふくし かいごきゅうふ くんれんとうきゅうふ
障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）・

じどうつうしよしえん ちいきせいかつしえんじぎょう しんせい りよう なが
児童通所支援・地域生活支援事業の申請から利用までの流れ



しょうがいふくし かいごきゅうふ くんれんとうきゅうふ 障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）・

じどうつうしよしえん ちいきせいかつしえんじぎょう しんせい りよう なが 児童通所支援・地域生活支援事業の申請から利用までの流れ

1. サービスの利用について相談したい

そうだんしえんじぎょうしよ とよかわししょうがいしゅそうだんしえん しやくしよしょうがいふくしか そうだん
相談支援事業所、豊川市障害者相談支援センター、市役所障害福祉課などにご相談ください。

● 相談支援事業所

くわ しくは し HP を ごらん ください。

(ctrl キーを押しながら下記URLをクリックすると、市HPの該当ページに飛びます。)

https://www.city.toyokawa.lg.jp/kurashi/fukushikaigo/shogaifukushi/shougai_soudan/25soudanshien.html

2. サービスを申請する

とよかわしやくしよしょうがいふくしか かくしよ まどぐち し こ ほんにん し まどぐち い
豊川市役所障害福祉課または各支所の窓口へお越しください。ご本人さまが窓口に行くこ
とが難しい場合は、家族や代理の方でも申請できます。

【申請時の持ちもの…下記の①～④をお持ちください】

① マイナンバーがわかるもの

(18歳未満の子どもの場合は、本人及び保護者のマイナンバーがわかるもの)

② 身分証明書（免許証など顔写真付きのものであれば1点。顔写真が付いていないもの
であれば、官公庁が発行した書類などのうち、2点必要です。子どもの場合は、申請者
となる保護者のものが必要です。)

③ 利用対象となる方かどうかの確認のため、障害者手帳、自立支援受給者証、医師の
診断書などをお持ちください。ご不明な場合は障害福祉課へお問い合わせください。

※ サービスにより利用要件が異なるため、別途、必要書類などをご提出いただく場合があります。

※ 児童発達支援の利用を希望する方で、障害者手帳や医師の意見書などを有していない場合、
豊川市児童発達相談センターの意見書が得られる方であれば申請できます。

※ 放課後等デイサービスの利用を希望する方で、障害者手帳や医師の意見書などを有していない
場合は、豊川市立小中学校の特別支援学級の方であれば申請できます。

3. 介護給付の場合…「障害支援区分」の認定

介護給付（ホームヘルプ、短期入所など）の利用には、「障害支援区分」が必要です。区分は、「非該当」・区分1～6まであり、支援が必要なほど数字が大きくなります。区分の認定をするために、市が委託する認定調査員が自宅などに訪問し、「認定調査」を行います。（ご本人さまの様子など、80項目についてお聞きします。1～2時間かかります。）市は、ご本人さまが指定する医師に対し、「医師意見書」の作成を依頼します。認定調査の結果と医師意見書を踏まえ、東三河広域連合の「障害支援区分認定審査会」で、区分が認定されます。認定までにおよそ2～3か月かかります。

※訓練等給付、児童通所支援、地域生活支援事業の場合…「障害支援区分」は不要です。

ただし、訓練等給付のうち、共同生活援助（グループホーム）は、区分が必要となる場合があります。

※介護給付のうち、同行援護について、「区分3以上支援加算」の支給決定が不要と見込まれる場合には、障害支援区分は不要です。

※18歳未満の子どもが介護給付を利用する場合には、障害支援区分は不要です。市役所障害福祉課での申請時に、必要な支援の度合いについて聞き取りをさせていただきます。

4. サービス等利用計画案 または セルフプランの作成・提出

サービスを利用するには、利用目的、希望する生活、週間予定などを記した計画が必要です。サービス等利用計画案の作成・提出は、相談支援専門員に依頼します（無料）。計画を自分（子どもの場合は、家族など）で作成できる場合には、「セルフプラン」でも申請できます。ただし、放課後等デイサービスを月に24日以上利用する場合は、セルフプランでは申請できませんので、相談支援専門員に計画作成を依頼していただきます。

※地域生活支援事業を利用する場合は、計画案またはセルフプランの作成・提出は不要です。

5. 支給決定・受給者証の交付

計画案またはセルフプランに基づき、市では「支給決定」を行い、サービスをご利用いただくための「受給者証」を、ご本人さまの自宅（または指定の送付先）宛てに郵送します。セルフプランで申請した方と、地域生活支援事業を申請した方は、受給者証が届いたら、事業所と契約を結び、サービスを利用することができます。

※障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）は黄色、児童通所支援はピンク色、地域生活支援事業は緑色の受給者証です。

6. サービス担当者会議の開催

7. サービス等利用計画の作成・提出

相談支援専門員に計画を依頼している方については、支給決定の後、相談支援専門員がサービス担当者会議を開きます。その後、相談支援専門員がサービス等利用計画（本計画）を作成し、市役所障害福祉課に提出します。

8. サービス提供事業所と契約を結ぶ

9. 利用開始

受給者証が届き、担当者会議が終わり、本計画が作成・提出されましたら、ご本人さまとサービス事業所とで契約を結び、利用を開始します。

10. モニタリング

相談支援専門員に計画を依頼している方については、一定期間ごとに「モニタリング」が実施されます。サービスの利用状況の検証や、計画の見直しが必要かどうかを確認します。（セルフプランの場合は、モニタリングはありません。）

★更新手続きについて

サービス受給者証には、有効期限があります。引き続きサービスの利用を希望する場合は更新手続きが必要ですので、期限が切れる前に障害福祉課へお越しください。

★ご不明な点がある場合は、お問い合わせください。

442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

担当：豊川市 福祉部障害福祉課 障害福祉係

電話：0533-89-2159

FAX：0533-89-2137



©いなりん。